

令和3年9月1日

保護者各位

豊見城市立豊見城小学校

校長 佐久本 広志

(公印省略)

## 学習者用端末等借用同意書について

平素より本校教育活動にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

つきましては、児童生徒の年齢及びご家庭の環境に合わせた学びの保障を実施致します。下記の質問へご回答いただき学校へ臨時休業明けに提出して下さい。

年 組 番 児童氏名：

問1 ご自宅に児童が利用できるWi-Fi環境がありますか。 はい ・ いいえ

問2 学習者用端末を借用した学びを希望しますか。 はい ・ いいえ

※学びを希望するがWi-Fi環境がない場合や学習者用端末を利用しない場合は、学校での学びの場又は課題等の提供を検討しています。

家庭における端末の取扱いについて、下記の内容に同意のうえ同意書欄に署名して学校へ提出願います。

### ●家庭における端末取扱注意事項

□貸出期間は、9月1日(水)～臨時休校明けまでとします。貸出期間が終わりましたら学習者用端末及び充電アダプタを遅滞なく学校へ返却して下さい。

□ご家庭での端末利用に伴う通信運搬費及び充電に伴う電気代はご家庭負担になります。

□公序良俗に反することや、また貸し・転売等の違法行為はもとより、児童の生活リズムを極端に崩すような使用はしないでください。

□学習者用端末には有害なサイトを覗けないようにするフィルタリングが施されておりますが、万全なセキュリティというものではありません。学習時以外の使用はしないでください。

□端末は「だれが」「どんなことを」「どのくらい」使ったのか確認ができます。生徒指導に係る事案が発生した場合、調査のため、学校から保護者へ連絡することがあります。

□端末の故障及び破損に係る費用について、原則として豊見城市教育委員会が負担しますが、故意または重大な過失がある場合、ご家庭負担による修理や買い直しを求めることがあります。

□故障、破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、勝手に修理せず、速やかに学校に申し出たうえ、学校の指示に従って下さい。盗難の場合は、警察に届け出て、その証明を受けてください。

□精密機械です。丁寧・適切な取り扱いをお願いします。

## 学習者用端末等借用同意書

令和 年 月 日

(あて先) 豊見城市 教育長

学習者用端末及び充電器の利用するにあたり、「家庭における端末取扱注意事項」を確認し、端末の借用に同意します。

管理番号   -   -

豊見城市立 豊見城小学校

保護者 署名 \_\_\_\_\_